

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則等の一部を改正する規則 (教委・総務課)

### 告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (県央振興)

○軽油引取税免税証の無効告示 (税務課)

○大規模小売店舗の変更に關する公告 (商業支援課)

○上用水堰土地改良区の役員就退任届 (東松山農林)

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○測量法に基づく公共測量の終了 ( )

○測量法に基づく公共測量の終了 ( )

○測量法に基づく公共測量の終了 ( )

○営業所の所在地が確知できない建設業者の公告 (建設業課)

○埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に關する条例に基づく区域の変更 (開発指導課)

○開発行爲に關する工事の完了公告 (建築指導課)

○県営住宅等の家賃等の収納事務委託及び行政財産使用料徴収事務委託に關する告示 (住宅課)

○教育局職員用ノート型パーソナルコンピュータの貸借に關する一般競争入札公告 (教委・総務課)

○取去した飼料等の試験結果の概要の公表 (農総研水田農業研究所)

○普通肥料の検査結果の公表に關する告示 ( )

○特殊肥料の検査結果の公表に關する告示 ( )

○市町村の区域を分けて開票区を

九

九

九

九

八

八

八

七

七

六

六

六

九

九

九

九

一四

一四

一四

設置する告示の一部改正 (選管委) 一五

## 規則

埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年六月二十四日 埼玉県教育委員長 高橋史朗

### 埼玉県教育委員会規則第二十三号

埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則等の一部を改正する規則 (埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則の一部改正)

第一条 埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則 (昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式から第九号の三様式まで及び第十一号様式から第二十一号の二様式までの規定中「**埼玉県教育委員会**」を「**（あて先）埼玉県教育委員会**」に改める。

第二条 (埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部改正) 埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則 (昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**埼玉県教育委員会様**」を「**（あて先）埼玉県教育委員会**」に改める。

(社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正) 社会教育主事の資格認定に関する規則 (昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「**埼玉県教育委員会様**」を「**（あて先）埼玉県教育委員会**」に改める。

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正) 教育職員の免許状に関する規則 (昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条 教育職員の免許状に関する規則 (昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第五、様式第九及び様式第十中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉教育委員会」に改める。

様式第十二中「埼玉県教育委員会様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。

様式第十三中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。

様式第十四中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。

様式第十六及び様式第十七中「埼玉県教育委員会様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。

様式第十七の二、様式第十八、様式第二十二及び様式第二十四中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。

第五条 博物館の登録に関する規則の一部改正  
(博物館の登録に関する規則の一部改正)  
の一部分を次のように改正する。

様式第二号から様式第四号までの規定中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉教育委員会」に改める。

第六条 埼玉県高等学校校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則の一部改正  
(埼玉県高等学校校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則の一部改正)

第六条 埼玉県高等学校校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十三号)の一部分を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。  
様式第二号、様式第四号及び様式第五号中「埼玉県教育委員会 様」

「(あて先) 埼玉教育委員会」に改める。

様式第六号中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。

第七条 埼玉県立文書館管理規則の一部改正  
(埼玉県立文書館管理規則の一部改正)  
の一部分を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県立文書館長 様」を「(あて先) 埼玉県立文書館長」に改める。

様式第四号中「埼玉県立文書館長 様」を「(あて先) 埼玉県立文書館長」に改める。

様式第六号及び様式第七号中「埼玉県立文書館長 様」を「(あて先) 埼玉県立文書館長」に改める。

第八条 埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部改正  
(埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部改正)  
の一部分を次のように改正する。

別記様式中「埼玉県教育委員会教育長 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会教育長」に改める。

第九条 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正  
(埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

の一部分を次のように改正する。

様式第三号から様式第八号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉知事」に改める。

様式第八号の二中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
様式第九号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

様式第十号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
様式第十一号から様式第十三号までの規定中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
様式第二十号及び様式第二十一号中「(実施機関名) 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
様式第二十二号中「(実施機関名) 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
様式第二十四号中「(実施機関名) 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
様式第二十五号中「(実施機関名) 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

(学校給食の開設等の届出に関する規則の一部改正)  
第十条 学校給食の開設等の届出に関する規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。  
様式第二号中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。

(埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部改正)  
第十一条 埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第二十八号までの規定中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。  
第十二条 埼玉県立近代美術館管理規則の一部改正  
第十三条 埼玉県立近代美術館管理規則(昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号、様式第五号、様式第七号、様式第九号及び様式第十号中「埼玉県立近代美術館長 様」を「(あて先) 埼玉県立近代美術館長」に改める。  
第十三条 埼玉県立近代美術館管理規則(昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条 埼玉県立近代美術館管理規則(昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。  
第十四条 埼玉県立近代美術館管理規則(昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第六号、様式第七号、様式第十号及び様式第十一号中「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。  
第十四条 埼玉県立スポーツ研修センター管理規則の一部改正  
第十五条 埼玉県立スポーツ研修センター管理規則(昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)、様式第一号(二)及び様式第三号中「埼玉県立スポーツ研修センター所長 様」を「(あて先) 埼玉県立スポーツ研修センター所長」に改める。  
第十五条 埼玉県立武道館管理規則の一部改正  
第十五条 埼玉県立武道館管理規則(昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)及び様式第一号(二)中 「埼玉県立武道館長 様」 「埼玉県立武道館指定管理者」

「(あて先)

を 埼玉県立武道館長 に改める。

(埼玉県立武道館指定管理者)」

様式第五号中 「埼玉県立武道館長 様」を 「(あて先) 埼玉県立武道館長」 に改める。

様式第七号から様式第九号までの規定中 「埼玉県教育委員会 様」を 「(あて先) 埼玉県教育委員会」 に改める。

教育委員会」

(技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則の一部改正)

第十六条 技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則(平成元年埼玉県教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中 「埼玉県教育委員会 様」を 「(あて先) 埼玉県教育委員会」 に改める。

様式第二号中 「埼玉県教育委員会 様」を 「(あて先) 埼玉県教育委員会」 に改める。

様式第三号中 「埼玉県教育委員会 様」を 「(あて先) 埼玉県教育委員会」 に改める。

め。 (埼玉県教育委員会聴聞規則の一部改正)

第十七条 埼玉県教育委員会聴聞規則(平成六年埼玉県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中 「主宰者 様」を 「(あて先) 主宰者」 に改める。

様式第二号中 「行政庁 様」を 「(あて先) 行政庁」 に改める。

様式第三号中 「主宰者 様」を 「(あて先) 主宰者」 に改める。

様式第四号中 「行政庁(主宰者) 様」を 「(あて先) 行政庁(主宰者)」 に改める。

を。

(さいたま文学館管理規則の一部改正)

第十八条 さいたま文学館管理規則(平成九年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号の二中 「埼玉県教育委員会 様」を 「(あて先) 埼玉県教育委員会」 に改める。

を。

埼玉県教育委員会

(さいたま文学館指定管理者)」

様式第三号中 「埼玉県教育委員会 様」を 「(あて先) 埼玉県教育委員会」 に改める。

を 「貴館所蔵の」を 「さいたま文学館指定管理者)」

様式第五号及び様式第六号中 「埼玉県教育委員会 様」を 「(あて先) 埼玉県教育委員会」 に改める。

を。 (先) 県教育委員会

いたま文学館指定管理者)」

様式第九号から様式第十一号までの規定中 「埼玉県教育委員会 様」を 「(あて先) 埼玉県教育委員会」 に改める。

を。 (先) 県教育委員会

第十九条 埼玉県教育委員会傍聴人規則(平成十一年埼玉県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中 「埼玉県教育委員会委員長 様」を 「(あて先) 埼玉県教育委員会委員長」 に改める。

に改める。

(埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部改正)  
第二十条 埼玉県教育委員会が行う公文書の開示等に関する規則(平成十三年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第八号の別紙、様式第十号、様式第十二号及び様式第十三号中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。

(北浦和公園及びさきたま古墳公園の管理に関する規則の一部改正)  
第二十一条 北浦和公園及びさきたま古墳公園の管理に関する規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「埼玉県立 館長 様」を「(あて先) 埼玉県立 館長」に改める。

(埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部改正)  
第二十二条 埼玉県立げんきプラザ管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(一)から様式第一号(三)までの規定中  
「埼玉県立 げんきプラザ所長 様」を「(あて先) 埼玉県立 げんきプラザ指定管理者」に改める。  
「(あて先) 埼玉県立 げんきプラザ所長 様」を「(あて先) 埼玉県立 げんきプラザ指定管理者」に改める。

様式第三号中「埼玉県立 げんきプラザ所長 様」を「(あて先) 埼玉県立 げんきプラザ所長」に改める。

様式第五号から様式第七号までの規定中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。  
(埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第二十三条 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。  
様式第八号の別紙中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。

様式第十号、様式第十一号及び様式第十八号中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。

(埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則の一部改正)  
第二十四条 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号、様式第五号、様式第七号、様式第九号及び様式第十号中「埼玉県立歴史と民俗の博物館長 様」を「(あて先) 埼玉県立歴史と民俗の博物館長」に改める。

(埼玉県立史跡の博物館管理規則の一部改正)  
第二十五条 埼玉県立史跡の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第三号、様式第五号、様式第七号及び様式第八号中「埼玉県立 史跡の博物館長 様」を「(あて先) 埼玉県立 史跡の博物館長」に改める。

(埼玉県立自然と川の博物館管理規則の一部改正)  
第二十六条 埼玉県立自然と川の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第三号中「埼玉県立 史跡の博物館長 様」を「(あて先) 埼玉県立川の博物館指定管理者」に改める。

あて先) 埼玉県立 の博物館長 に改める。  
 (埼玉県立川の博物館指定管理者) 様」を「(あて先) 埼玉県立 の博物館長 様」を「(あて先) 埼玉県立 の博物館長 様」に改める。  
 様式第五号中「埼玉県立 の博物館長 様」を「(あて先) 埼玉県立 の博物館長 様」に改める。  
 様式第七号中「埼玉県立 の博物館長 様」を「(あて先) 埼玉県立川の博物館指定管理者) 様」に改める。  
 の博物館長 に改める。  
 (博物館指定管理者) 様」に改める。  
 様式第九号及び様式第十号中「埼玉県立 の博物館長 様」を「(あて先) 埼玉県立 の博物館長 様」に改める。  
 の博物館長」に改める。

様式第十三号から様式第十五号までの規定中「埼玉県教育委員会 様」を「(あて先) 埼玉県教育委員会」に改める。  
 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの埼玉県教育委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

告 示

埼玉県告示第八百五十七号  
 特定非営利活動促進法(平成十年法律 第七号)第二十五条第四項の規定により  
 定款の変更の認証を受けようとする特定 非営利活動法人から、次のとおり申請書 が提出されたので、同条第五項において

準用する同法第十条第二項の規定により 公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。  
 平成二十年六月二十四日  
 埼玉県知事 上田 清 司  
 申請のあった年月日

埼玉県告示第八百五十八号  
 次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。  
 平成二十年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清 司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一 ト ロ ッ	04A022556 04C032532	十五	船舶	平成二十年三月一日 平成二十年八月三十一日
一 〇 ト ロ ッ	04C032536 04F015719	五		
五 〇 ト ロ ッ	04F015720	二		

一〇〇トリツ	04G026583	一	免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称
二〇〇トリツ	04H011512 04H011513	二	
江東区夢の島三番地 株式会社 夢の島マリンサービス			
免税証を交付した事務所		亡失年月日	
川越県税事務所		平成二十年五月二十九日	

埼玉県告示第八百五十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SP共同ビル

所沢市緑町一丁目二番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パルコ 代表執行役 伊東 勇

東京都豊島区南池袋一丁目二十八番二号

ジブラルタ生命保険株式会社 代表取締役

ティモシー・E・ファイギー

東京都千代田区永田町二丁目十三番

(変更後) 株式会社パルコ 代表執行役 平野 秀一

東京都豊島区南池袋一丁目二十八番二号  
ジブラルタ生命保険株式会社 代表取締役 倉重 光雄  
東京都千代田区永田町二丁目十三番

ハ 変更年月日  
平成二十年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十年六月十日

二 縦覧期間

平成二十年六月二十四日から平成二十年十月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年六月二十四日から平成二十年十月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

SP共同ビル

所沢市緑町一丁目二番

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 二八九台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 二八九台

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 二七〇台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 二〇三台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 図面省略 五〇八平方メートル

(変更後) 位置 図面省略 二八四・五平方メートル

ハ 変更年月日

平成二十一年二月十日

ニ 届出年月日

平成二十年六月十日

二 縦覧期間

平成二十年六月二十四日から平成二十年十月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年六月二十四日から平成二十年十月二十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、上用水堰土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及

び住所について次のとおり届出があった。

平成二十年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住 所

理事 内野陽中 東松山市大字下野本一六九〇―二

二 退任

職名 氏名 住 所

理事 加藤永次 東松山市大字下野本七二七―八

埼玉県告示第八百六十二号

測量計画機関の長である吉見町長新井保美から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

吉見町

二 作業種類

公共測量(三級公共基準点測量)

三 作業地域

吉見町大字南吉見、北吉見、久米田、和名地内

四 作業期間

平成二十年七月一日から平成二十年十一月二十八日まで

埼玉県告示第八百六十三号

測量計画機関の長である行田市市長工藤正司から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

行田市

二 作業種類

公共測量(四級基準点測量・四級水準測量)

三 作業地域

行田市大字南河原、中江袋、馬見塚、犬塚地内

四 作業期間

平成二十年六月十三日から平成二十年十一月十四日まで

埼玉県告示第八百六十四号

平成二十年埼玉県告示第七十九号で公示した公共測量(二級及び三級基準点測量)は、平成二十年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である和光市長野木実から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

埼玉県知事 上田清司

した旨測量計画機関の長である本庄市長吉田信解から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百六十六号

平成十九年埼玉県告示第三百八十八号で公示した公共測量(三級基準点測量)は、平成二十年五月三十日終了した旨測量計画機関の長である伊奈町長野川和好から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第八百六十五号

平成十七年埼玉県告示第五百九十五号で公示した公共測量(街区・画地出来形確認測量及び公共基準点〔四級基準点測量〕)は、平成二十年一月二十五日終了

埼玉県告示第八百六十七号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条の二第一項の規定により公告する。  
平成二十年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
ベターメント株式会社	江原利次	埼玉県鳩ヶ谷市桜町三丁目七番三号

埼玉県告示第八百六十八号

埼玉県都市計画法に基づき開発許可等の基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第六十一号)第四条第四項の規定により、指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する県土整備事務所及び当該市町村の都市計画法に基づき開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。  
平成二十年六月二十四日  
埼玉県知事 上田清司

一 変更した土地の区域

市町村	土地の区域
栗橋町	大字高柳の一部、大字佐間の一部、大字間鎌の一部、大字島川の一部、大字河原代の一部、大字小右衛門の一部、大字栗橋の一部及び大字松永の一部
鷲宮町	八甫3丁目の一部、八甫4丁目的一部、大字鷲宮の一部、大字東大輪の一部、大

字西大輪の一部、大字中妻の一部、大字葛梅の一部及び大字上内の一部
----------------------------------

二 変更した日  
平成二十年六月十七日

埼玉県告示第八百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十年六月二十四日  
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号  
平成十九年十二月二十一日  
指令杉整第一九〇一八六〇号

二 検査済証番号  
平成二十年六月十八日第十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
北葛飾郡鷲宮町大字八甫字宮田二九

九一、三〇二一一、三〇九一一、三〇九一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北葛飾郡鷲宮町大字中妻九〇二番地  
横島 ハツ

埼玉県告示第八百七十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる

期間委託した。

平成二十年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
県営住宅及び特別県営住宅並びにこれらに併設されている店舗並びに埼玉県特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務	さいたま市浦和区仲町三丁目十二番十号 埼玉県住宅供給公社 理事長 水島 茂	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
県営住宅、特別県営住宅及び埼玉県特定公共賃貸住宅の行政財産使用料の徴収事務	同右	同右

埼玉県告示第八百七十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年六月二十四日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
教育局職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成20年12月1日(月)から平成25年8月31日(土)まで  
ただし、平成21年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について

減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局総務部総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部総務課IT調整担当 井上 武男、佐藤 雅広 電話048-830-6614(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所及び下記(3)の入札説明会において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

- ア 場所 埼玉県庁第三庁舎 4階講堂
- イ 日時 平成20年 7 月 2 日 (水) 午前10時
- (4) 入札・開札の場所及び日時
- ア 場所 埼玉県庁第三庁舎 4階講堂
- イ 日時 平成20年 8 月 28 日 (木) 午後 2 時30分
- (5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
- ア あて先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県教育局  
教育総務部総務課 IT 調整担当
- イ 受領期限 平成20年 8 月 27 日 (水) 午後 5 時 (必着)
- ウ 提出方法 書留郵便によること。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率 (100分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第93条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す書類を平成20年 7 月 29 日 (火) 午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第106号) 第 9 条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 競争入札参加資格の付与 2(2)に定める競争入札参加資格のない者が入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成20年 7 月 22 日 (火) 午後 5 時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当 (電話048-830-5775 (直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号) に提出すること。
- (9) 支払条件 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary
- (1) Nature of Services Required: Lease of 785 notebook personal computers for staff use.
- (2) Deadline for Submissions: By registered mail : 5 : 00 p.m., August 27, 2008.

In person : 2 : 30 p.m., August 28, 2008.  
 Contact Information :  
 General Affairs Division, Education and General Affairs Department,

Education Bureau, Saitama Prefectural Government.  
 Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301  
 Telephone 048-830-6614

埼玉県農林総合研究センター所長告示第七号

の概要を次のとおり公表する。  
 平成二十年六月二十四日

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十年五月に収去した飼料等の試験結果

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕治

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要											備考	
				粗たんぱく質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性塩基性窒素%	水溶性窒素%	ペプトン消化率%	TDN%	ME kcal/kg		その他(水分)%
株式会社岡安商店平方工場 越谷市大字平方1004-2	H20.5.12 同	脱脂糠	20.4	18.9	2.1	8.0	12.1	0.05	2.91						11.4	
エナーゼ産業株式会社 秩父郡長瀬町矢那瀬194	H20.5.13 同	ピターゼ8	20.4	18.8	4.9	2.1	2.8	0.06	0.61						6.2	
株式会社アクト 比企郡川島町下伊草157	H20.5.15 埼玉県農業協同組合 深谷市荒川2172	ルーサン	20.5	15.0	1.8	21.7	8.4	0.95	0.22						16.6	
森永乳業株式会社埼玉酪農事務所 深谷市荒川2172	同	オートハイ	20.5	6.3	2.2	16.4	5.9	0.17	0.12						17.4	
全国酪農業協同組合連合会東京支社 東京都中央区銀座4-9-2	同	カナダチモシー	20.5	4.9	1.5	30.2	3.9	0.19	0.12						13.1	
森永乳業株式会社埼玉酪農事務所 深谷市荒川2172	同	USチモシー	20.5	7.6	1.8	27.6	4.8	0.20	0.14						14.9	
全国酪農業協同組合連合会東京支社 東京都中央区銀座4-9-2	同	スターダン	20.5	4.0	1.2	32.1	6.3	0.27	0.09						12.0	

全国酪農業協同組合連 合会鹿島飼料工場 茨城県神栖市東深芝2 —14	同 上	ピック72	20.4	16.0 以上	2.0 以上	13.0 以下	10.0 以下	0.60 以上	0.30 以上									13.5
鹿島飼料株式会社鹿島 工場 茨城県神栖市東深芝4 番地 <sup>2</sup>	H20.5.16 株式会社奥隅商店 熊谷営業所 熊谷市大字高柳6 —7	マルニ印配合飼料 サウフレソド	20.4	17.0 以上	6.0 以上	7.0 以下	8.0 以下	0.80 以上	0.65 以上									11.7
同 上	同 上	マルニ印配合飼料 ハイリッター	20.5	15.0 以上	3.0 以上	8.0 以下	9.0 以下	0.70 以上	0.55 以上									12.9
				15.8	5.2	3.1	5.7	1.14	0.85									

(注) 1 飼料の名称の欄中の「**●**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
2 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は飼料 添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入) 年 . 月	試 験 結 果 の 概 要	備 考
株式会社岡安商店平方工 場 越谷市大字平方1004—2	同 左	飼 料	脱脂糖	20.4	重金属—カドミウム、鉛、ヒ素	
エナーゼ産業株式会社 秩父郡長瀬町矢那瀬194	同 左	飼 料	ピターゼ8	20.4	重金属—カドミウム、鉛、ヒ素	
株式会社アクト 比企郡川島町下伊草157	埼玉酪農業協同組合 深谷市荒川2172	飼 料	ルーサン	20.4	重金属—カドミウム、鉛、ヒ素	
森永乳業株式会社埼玉酪 農事務所 深谷市荒川2172	同 上	飼 料	オーツハイ	20.3	重金属—カドミウム、鉛、ヒ素	
全国酪農業協同組合連 合会東京支社 東京都中央区銀座4—9 —2	同 上	飼 料	カナダチモシー	20.3	重金属—カドミウム、鉛、ヒ素	

森永乳業株式会社埼玉略農事務所 深谷市荒川2172	同 上	飼 料	USチモシー	20.3	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
全国酪農業協同組合連合会 東京支社 東京都中央区銀座4—9—2	同 上	飼 料	スターダソ	20.3	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「(調)」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県農林総合研究センター所長告示第八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。  
平成20年5月分

平成二十年六月二十四日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕 治

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			検査項目	検査事項	
米ぬか油かす及びその粉末	株式会社岡安商店	2.0抽出米ぬか油かす粉末	主成分—TN、TP、TK		

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るよう必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。  
2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。  
3 主成分の略号は次のとおりである。  
TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量

埼玉県農林総合研究センター所長告示第九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十年六月二十四日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕 治

平成20年5月分

特殊肥料の 指 定 名	生産（輸入又は販売） 届 出 業 者	届 出 名	検 査 の 結 果							備 考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N		水分 (%)
たい肥	小久保達雄	馬堆肥	0.57	0.40	0.14			0.72	16.3	79.86	
	木村昇	鶏堆肥	4.97	5.92	2.48	44	497	7.80	6.1	10.77	
	長滝岳	土力	0.66	0.54	0.57	7	32	0.64	15.4	75.13	
	農事組合法人埼玉経済肉牛組合	埼玉経済肉牛組合堆肥	1.34	2.74	2.70	22	118	0.69	14.9	48.75	
	関秀俊	関牧場の堆肥	1.59	2.18	4.09			2.94	12.7	40.75	
嶋田一郎	嶋田牧場の堆肥	0.72	0.55	1.78			0.77	16.6	71.11		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県選管告示第七十三号

昭和五十三年埼玉県選管告示第八十二号（市町村の区域を分けて開票区を設置）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

表のうち、川口市の部第一開票区の項中「東本郷一丁目及び二丁目」の下に「新堀町、榛松一丁目から三丁目まで」を加え、同部第二開票区の項中「芝下一丁目及び二丁目」を「芝下一丁目から三丁目まで」に改め、「芝樋ノ爪一丁目及び二丁目」の下に「芝高木一丁目及び二丁目、芝宮根町、芝東町」を加える。

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八—八二四—二二—二二(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三—一—一〇 〇四八—八六—二二九〇—二(代表)
発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八—八二四—二二—二二(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三—一—一〇 〇四八—八六—二二九〇—二(代表)